

第26回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会議事内容

日 時：平成21年7月23日（木） 18：30～20：00

会 場：行徳文化ホール I & I 大会議室

出席者：西村座長（東京大学教授） 歌代委員（南行徳自治会連合会）
佐野委員（市川緑の市民フォーラム） 安達委員（三番瀬環境市民センター）
丹藤委員（行徳まちづくりの会） 東委員（行徳野鳥観察舎友の会）
藤原委員（市川市行徳漁業協同組合） 及川委員（南行徳漁業協同組合）
佐々木委員（塩浜協議会まちづくり委員会） 門田委員（都市再生機構）
川口委員（市川市民）
事務局（市川市 行徳支所 田草川支所長、近藤次長、東條次長
" " 臨海整備課 森川課長、栗林地域コミュニティ
ゾーン整備担当室長、川野主幹、
片田主幹、高野副主幹）

<開 会>

事務局（片田）

本日はお忙しい中、また足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より、第26回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会を始めさせていただきます。

私、今回より事務局を務めさせていただきます臨海整備課の片田と申します。よろしくお願ひいたします。本年4月の人事異動により、臨海整備課に異動してまいりました。議事進行等、不手際等あろうかと思いますが、委員の皆さまのご協力をいただきながら進めさせていただきますと思います。前任者の山口同様、今後ともよろしくお願ひいたします。

ここで、平成21年度行徳支所も新体制になりまして、新たに行徳支所に着任した近藤次長を紹介させていただきます。一言お願ひいたします。

事務局（近藤）

次長の近藤です。平成15年まで当時の都市政策室でこの行徳臨海部の担当をさせていただいて、皆さまにはいろいろとお世話になりました。6年ぶりに行徳臨海部の担当部署に戻ってまいりましたので今後ともよろしくお願ひいたします。

事務局（片田）

それでははじめに欠席者の報告をさせていただきます。風呂田委員、熊川委員、高根委員、土屋委員より所用にて欠席するとのご連絡をいただいております。

それでは議事に入ります前に、お手元にお配りしてあります資料の確認をさせていただきます。

「第 26 回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会」のレジユメでございますが、これが一綴りになっておりまして、最後のページが 21 ページとなっております。

また、佐野委員から持込み資料としまして環境大臣あての「三番瀬の保全とラムサール登録について（要望）」という資料が追加されております。これは佐野委員、意見交換の中で説明いただくということでよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

資料に不足がないようでしたら、議事の進行を座長の西村先生に引き継ぎたいと思います。西村先生、よろしく願いいたします。

西村座長

皆さん、お久しぶりでございます。よろしく願いします。

この会は、26 回と長く続いておりまして、なかなか我々は解放されないのですが、しかし貴重な情報共有、議論の場になっているということで、おそらく市のほうも評価しておられるのだと思っております。

今日は、特に決めることはなくて、いろいろと意見交換をするということになっております。

今回からの新しい委員ということで、UR の門田委員が参加されております。

門田委員

UR 都市再生機構の門田と申します。よろしく願いいたします。

西村座長

よろしく願いいたします。

それでは、今日の報告事項ですが、(1) のア) からカ) までありますが、まとめて事務局のほうから報告していただきたいと思っております。よろしく願いします。

事務局（片田）

それでは (1) の行徳臨海部の課題に係る最近の状況についてア) からカ) までの 6 項目について、各担当よりご説明申し上げます。

事務局（森川）

臨海整備課長の森川でございます。私のほうからは、ア) とイ) の項目について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、ア) の主な経緯と今後の予定についてであります、1 ページの資料—1 をご覧いただきたいと思っております。

上段の表の主な経緯であります。昨年12月の26日に開催いたしました第25回行徳臨海部まちづくり懇談会以降についてでございます。

はじめに千葉県の取り組みです。平成21年3月5日及び5月20日に第24回及び25回の市川海岸塩浜地区護岸検討委員会が開催されました。第24回及び25回の会議内容でございますが、三番瀬評価委員からの意見および対応についてと、護岸のバリエーションの検討についてなどを議題としまして議論されました。また、同時に報告事項が何点かございました。

6月11日には今年度最初の第27回三番瀬再生会議が開催され、平成20年度三番瀬再生事業の実施結果概要および21年度実施方法についてなどが議題とされました。

次に市川市の取り組みでございます。5月28日には、この後にご説明いたしますが、市川市長から「三番瀬の再生と行徳臨海部の環境改善に関する要望書」を森田新知事にお会いし、直接手渡しました。また、6月11日に開催されました三番瀬再生会議の最後にこの要望書の写しを委員や傍聴者へ配布し、報告しております。

7月17日には市議会の行徳臨海部特別委員会が開催され、平成21年度千葉県三番瀬再生実施計画や、塩浜1丁目護岸の整備、塩浜地区のまちづくり、地域コミュニティゾーン整備事業、市川漁港整備事業の5項目について説明を行い、委員による質疑が行われました。

次に同じく資料1の下段の、今後の予定でございます。

千葉県は今月の7月30日、9月下旬、11月中旬に市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の開催を予定されております。また、9月2日および11月の下旬には三番瀬再生会議の開催が予定されております。

なお、まちづくり懇談会につきましては、今年度は3回の開催を予定しておりまして、今後、表では11月上旬となっておりますが、11月から12月にかけて1度、また2月下旬頃に1度の計3回を予定しております。

続きまして2ページの資料2をご覧くださいと思います。イ)「三番瀬の再生と行徳臨海部の環境改善に関する要望書」についてご説明いたします。

本要望につきましては、4月下旬に地元の関係団体から千葉県知事及び市川市長あてにそれぞれ要望書が提出されました。それぞれの要望書につきましては、7ページ、11ページ、13ページにそれぞれ添付してあります。

まず、市川市南行徳地区自治会連合会および市川市行徳地区自治会連合会の連盟により、まず、「行徳の海（三番瀬）の早期再生整備及び本行徳石垣場・東浜（江戸川第1終末処理場周囲）の課題対策について（要望）」、10項目からなる要望書。

そして、市川市行徳漁業協同組合および南行徳漁業協同組合の連盟により「漁場環境の早期改善及び漁港整備について」の4項目の要望書。

そして、地元企業団体であります市川市塩浜協議会からは「塩浜地区に関する要望書」といたしまして、護岸整備についてなど4項目の要望書がそれぞれ提出されました。

これらの要望を踏まえまして、地元行政としまして、6項目からなる「三番瀬の再生」と、4項目からなる「行徳臨海部の環境改善」を知事へ要望したものでございます。

要望に際しましては、直接、市長から森田新知事へ要望書を手渡し、さらに関係する団体の代表者も同席され、それぞれ知事に思いを伝えられました。知事の反応としましては、地元の意思が一番大事であり必要なものは検討したい旨の説明がございました。

私からは以上でございます。

事務局（片田）

続きまして、私からは、報告事項のウ) 塩浜地区の整備事業について、説明させていただきます。本事業につきましましては、塩浜地区まちづくり基本計画に基づいて事業を進めております。この基本計画につきましましては、塩浜地区、約80haについて土地の利用転換を促進し、都市基盤整備を進めることによって、市民が親しめる海辺にふさわしい新たな市街地をつくるということを目的としております。

その実現に向けてまちづくりの方針を示すものとして、地元の地権者組織であります市川市塩浜協議会まちづくり委員会と共同でまちづくりの方向性をまとめ、官民協働のもと、段階的なまちづくりを進めることとして、平成17年8月に塩浜地区まちづくり基本計画ができたわけでございます。

その事業の第1段階としまして、市川塩浜駅南側の約12haを第1期地区として、先行して整備を行う計画でおります。この第1期地区の経緯としましては、19年6月に先行地区の地権者、これは市川市を含め5者おりまして、市川市塩浜地区第1期まちづくり推進協議会を設立し、土地区画整理事業による基盤整備を推進することとなったわけでございます。

それから、その後、平成20年2月には関係者間で、お手元の資料の16ページ、資料—3を見ていただくと換地想定図の案になっておりますが、このような土地利用計画で、土地区画整理による基盤整備を進めるという合意が得られたため、換地位置の概略設計、事業成立の可能性を見極めるために市場調査を実施したところでございます。

その概略設計や市場調査の結果を踏まえて、地権者で協議、検討をこれまで行ってまいりましたが、地権者それぞれの意向もあり、民有地の換地計画等についてまだ合意が得られていない状況でございます。

今後も引き続き塩浜協議会まちづくり委員会や関係地権者とともに、換地計画について、再度、検討を行っていく予定でございます。

ウ) については以上でございます。

事務局（高野）

臨海整備課の高野です。私からは、報告事項エ) としまして、塩浜市有地有効活用事業についてご説明いたします。17ページの資料—4をご覧ください。

本事業につきましては、塩浜の市有地を民間事業者に貸し付けることで、市有地の有効活用を図るものです。平成 19 年度に事業者を募集し、平成 20 年 3 月に事業者が決定しております。事業者は株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリアです。

契約期間は平成 21 年 3 月 1 日から 10 年間となります。

施設概要としましては、コンビニエンスストア、飲食店、ビジネスホテル、自転車駐輪場、原付駐輪場、自動車駐車場となります。

事業スケジュールとしましては、当初の予定よりは少し遅れているのですが、平成 21 年 4 月に建築工事に着工しております。現在は外壁のパネルの取付け工事を行っております。施設オープン時期につきましては、事業者からは、平成 21 年 11 月にオープンする予定だと聞いております。

また、この施設オープンにあわせまして、千鳥町の交差点から市川塩浜駅のアクセスの向上と自転車および歩行者の安全を確保するために塩浜 2 丁目歩道整備工事を実施いたします。位置図にあります太い線のところになります。現在は入札の手続き中で、8 月には工事に着手し、11 月には歩道の供用を開始する予定となっております。

以上です。

事務局（栗林）

地域コミュニティゾーン整備担当室長の栗林です。私からは、オ) 地域コミュニティゾーン整備事業についてご報告させていただきます。

はじめに前回、平成 20 年 12 月の懇談会から今日までの主な経緯についてご報告いたします。

まず、平成 21 年 1 月に行徳地区自治会連合会の会長のみなさまにコミュニティゾーン整備事業の進捗事業の報告を行いました。翌 2 月には下妙典公園の案の公告並びに縦覧を 2 週間行いましたが、閲覧者や意見書の提出はございませんでした。

この結果を受けまして、4 月 7 日の市川市都市計画審議会に下妙典公園について附議し、了承されたところでございます。市川市都市計画審議会の答申を受けたあと、5 月 15 日に都市計画決定の告示を行い、引き続き事業認可の申請を県に行い、この 7 月 15 日に事業認可されました。

公園以外の運動施設、障害者施設につきましては、税の特例を受けるための収用事業の認定手続きを現在、進めているところでございます。その手続きの一環といたしまして、7 月 22 日に事業説明会を行い、3 名の地権者の方が参加されたところでございます。

また、本年度に入り、本格的な用地買収に着手しており、市川市土地開発公社による先行買収を 5 月、7 月と行ってきております。これまでの経緯については以上です。

それでは、資料—5、18 ページをお開きください。地域コミュニティゾーン整備事業の概要についてご説明させていただきます。

これまで、行徳地区に必要とされる公共施設について、約 3.3ha という限られた面積の

中で検討を進めてまいりました結果、下妙典公園として約 14,400 m²。体育館、江戸川第一終末処理場の上部利用が可能となるまでは、今、妙典少年広場にある野球場が使用できなくなってしまうので、その期間運動広場として使用する用地、約 12,400 m²。障害者施設用地、約 6,400 m²。市街地側の市道の拡幅に約 600 m²を整備することといたしました。

これらの整備に要する概算での事業費でございますが、総額で 35.8 億円となります。内訳としましては、用地買収に約 20.1 億円。土地造成に約 3.2 億円。施設整備に約 8 億円と試算しております。

なお、事業を進めるにあたりましては、国のまちづくり交付金制度や地域活力基盤創造交付金制度を活用してまいりたいと考えております。

次に、今後のスケジュールでございますが、土地造成施設の実施設計に 1 年。用地買収の完了後となりますが、造成工事、運動施設工事、道路拡幅工事に約 2 年。障害者施設工事に約 2 年。公園工事に約 2 年。この障害者施設の実施設計や、本体工事並びに公園工事については、工事を重複させることで、工期の短縮を図り、早期の供用開始を図ってまいりたいと考えております。

なお、施設の配置の参考といたしまして、計画平面図とイメージパースを 19 ページ、20 ページにお示ししております。

説明については以上です。

事務局（川野）

臨海整備課の川野といたします。私のほうからは報告事項の一番最後、カ)の市川漁港整備事業についてご説明させていただきます。資料としましては、一番最後についております資料—6、21 ページをご覧ください。

まず、市川漁港整備事業の経過ですが、現在の市川漁港は、完成後すでに 40 年近く経過しておりまして、老朽化も進んでおります。また、市川二期埋立計画を前提に整備されたことから漁業施設等が不足して漁業活動にも支障をきたしているような状況です。

このようなことから市川漁港の整備につきましては、漁業者、県、市によります漁港整備勉強会を平成 17 年度に立ち上げ、協議、検討を重ねてまいりました。

平成 18 年度におきましては、漁港整備基本計画を策定し、漁港の整備位置や防波堤、物揚場、施設の配置規模、概略的な構造についてまとめを行いました。

平成 19 年度におきましては、測量調査と土質調査を行い、漁港区域内における現況調査や漁港区域内の海域の深さを測る深淺測量、そして漁港整備に必要な地盤の状況調査等の実施を行いました。

平成 20 年度におきましては、漁港整備の国の補助事業の採択に必要な環境影響評価に伴う調査を実施しました。そして、平成 20 年 10 月には長年の懸案事項でありました三番瀬の漁業補償問題が両漁業協同組合と千葉県企業長との間でまとまり、これに伴い漁業者数が減少し、21 年 6 月の両漁業協同組合の総会で漁業者数が確定し、減少となりました。

平成 21 年度、本年度の事業の予定は、資料にありますように基本設計等業務委託と環境影響評価業務委託を予定しております。

基本設計等業務委託の内容は、先ほどお話しました漁業者数の減少に伴い、平成 18 年度に策定した漁港整備基本計画の見直し業務と、基本計画に基づいた各漁港施設の基本設計等の業務を行います。今月の 15 日に入札が終わりまして今月中に発注し、工期としましては 22 年の 3 月下旬を予定しております。

次に、環境影響評価の業務内容ですが、こちらは昨年度、20 年度に実施しました現地調査結果を踏まえまして、環境影響への予測、評価、保全措置等の業務を行います。委託期間につきましては、資料では 21 年 8 月下旬からとなっておりますが、基本設計等の業務を受けてこの業務を進めてまいりますので、着手時期については当初予定していたよりも少し遅れると考えております。

最後に、今後の市川漁港の整備計画ですが、来年度は工事に必要となります実施設計や関係手続等の業務を行いまして平成 23 年度に工事着手したいと考えております

西村座長

ありがとうございました。まとめて説明していただきました。

それではどこからでも結構ですのでご意見、ご質問があればお願いします。佐野さんの分は後でということ。

いかがでしょうか。今までのところで。

はい、佐野さん。

佐野委員

最後の 21 ページ、資料—6、市川漁港整備事業についてなのですが、平成 21 年度、今年度ですけれども、①市川漁港基本設計等業務委託ということで内容が書かれていますが、調査の目的が平成 18 年度に策定した市川漁港整備基本計画の見直しということで、多分、上の経緯を見ますと 18 年度に基本計画を策定して、漁港の位置や規模等の検討を行ったと。けれども 21 年度に漁業補償の問題が解決をして今年 6 月に両漁業組合で漁業者数が確定したということを受けて見直しをするということなのかなと思っています。

そこで、もしよろしければお教えいただきたいのですが、18 年度の段階で漁業者の数がどのくらいで、船が何隻くらいで考えていたのかということと、21 年度に漁業者が確定したわけですので、現時点での漁業者の数と、それから想定される船の数。それを支障がなければお教えいただきたいというのが一点です。

もう 1 点は、見直しされた基本計画に基づいて、漁港の基本設計を行うというのがあって、その下に環境影響評価というのがありますよね。私が考えるには、漁港の構造だとか大きさだとか規模、そういったものがわかった時点で、それが自然環境にどのように影響を与えたり、あるいは社会環境にどのような影響を与えるかを調べるのが環境影響評価だ

と思うのだけれども、要するに基本設計が進捗状況であるのにも係わらず、影響評価ができるのかどうなのか疑問なのですけれども、そこをお答えいただきたいと思います。

西村座長

それでは事務局のほうでお答えください。事務局、どうぞ。

事務局（川野）

それでは私のほうからご説明させていただきます。基本設計等の業務委託についてですが、佐野委員が言われました平成 18 年度の漁業者数ですが、これは 159 名でした。それから 21 年度 6 月の総会后ですが、1 名の新規漁業者を含めて 86 名です。

船の数については、平成 18 年度は実際の数は漁船数が 296 で、将来の計画地ということで 10 年後を見越しまして、減る方もいらっしゃるのですが、新規に購入したいという方もいらっしゃいましたので、それを勘案した中で 296 ということで計画をつくりました。

現在の漁船数としましては、平成 21 年 6 月時点で、私どもで把握しているのが 264 隻です。将来の計画数については、現在漁組さんと数字をつくっている状況です。

それから 2 点目の環境影響評価の部分ですが、当然佐野委員のいわれたとおり、基本設計ができていないと環境影響評価はできませんから、先ほどの説明の中でもお話ししたのですが、基本設計の業務を受けて行いますので委託期間のほうは、着手時期は遅れると考えております。

佐野委員

最初の質問についてはわかりました。ありがとうございます。

2 番目の、環境影響評価ができないのではないかとという質問についての回答が、今ひとつ中身がわからなかったのですけれども、もう一度説明いただけませんかでしょうか。

事務局（川野）

2 番目の部分ですけれども、当然基本設計ができませんと、その部分の環境影響評価はできませんから、私どもとしましては今年度、基本計画の見直しと基本設計をやっていきますので、最後はいっしょになるようなかたちでいきたいと思っていますので、基本設計の見通しがたった時点で着手をし、やっていきたいと考えております。

佐野委員

多分、基本設計がもうすでに発注をされたということで、22 年の 3 月にそれが出来上がると。僕が考えるに、ぎりぎりになって基本計画が出来上がるのではないかとというふうに思うのですね。そうすると、それを踏まえた環境影響評価というのは 21 年度中には難しいのではないかと。

ですから、②に書いてある業務委託、420万円、これは来年度、22年度いっぱいのようなかたちで消化されて、環境影響評価が行われる。それが正しいやり方といたしますか、基本設計ができた上でスタートさせるというのが、環境影響評価の考え方だと思いますので、そういうふうには普通だったら考えるのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

事務局（森川）

環境影響評価につきましては、当然、おっしゃるとおり基本設計を策定した上で影響評価をするわけですが、その環境影響評価を基にまたフィードバックしまして、そのフィードバックによって基本設計の構造等を多少見直すと。そういうものも含めて3月いっぱいということですよ。

ですから、影響評価をしながら構造等も検討していくということで、両方が3月末というかたちをとっております。

西村座長

もう少し早い段階でやると戦略的アセスに近い話ですよ。

川口さん、どうぞ。

川口委員

今の話だと、少し市のほうが苦しい説明ですけれども、結局、行徳、南行徳は漁業者が減るから、18年度につくったものよりも影響が悪くなるということはないわけですよ。

規模が小さくなると。ただし規模が小さくなった分は、親水性だとか市民が親しめるといふ方向からの検討もするので、だから、漁業者の数だけを見れば18年度から比べれば2分の1くらいになっているわけですから、その時の環境調査よりも悪くはないという見通しは当然立つわけですよ。そのように説明しておけば今の段階ではいいのではないですかね。

事務局（森川）

おっしゃるとおり、漁業者数は半分程度になります。ただ、船そのものはやはり、やる意思がある者が残っているものですから、船のほうはそんなに大きくは減りません。

ですから、基本的にそんなに極端な規模の縮小はないと考えております。

以上です。

西村座長

なにかありますか。この件に関して。

この環境影響評価というのは県のアセス条例に基づいてやるということなのですか？

事務局（川野）

国の環境アセスに関する法律も県条例も、今回の漁港整備に関しては、市川の規模で考えれば必要はありません。ただし、国の補助金を受けるための採択基準の中に、環境にも配慮するという項目がありまして、そのために今回調査をするものです。

及川委員

今までの話と少し違うかもしれませんが、我々漁港を使っている漁業者からすると、一年でも早く新しい漁港にしてもらわないと。前にも言ったと思うのですが、現在の漁港は老朽化していますから。このところは大きい台風はきてませんが、大きい台風がくると外側の波除が倒壊する恐れがあるのですよね。

ですから、手順を踏むのはもちろんなのですが、なるべく早く、一時でも早く、護岸もそうですが、早く着工してもらいたいと思います。

事務局（森川）

今、及川委員のほうからありましたように、私どもも漁港に関しては一刻も早く整備したいと。今年度、3回という回数を予定しております中で、次回の開催の際には、多少、漁港の基本的な絵をお示しさせていただいて、意見をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

西村座長

そうすると、そのアセスのほうもかなり機動的に絵がでてくれば、それでどうなるかということをやって、例えば案もひとつとは限りませんよね。代替案があって、環境的にどちらがいいかとか、そういうことがタイミングとしてうまく考えられるということでしょうか。

事務局（森川）

次回までにそこまで詰めたものができるかというのはまだわかりませんが、これから影響評価のほうも発注するものですから、基本的な絵を何案かつくった中で、影響評価をして、それでよりよい、より影響の少ないものにしていきたいと。次回までに、示せるものはできるだけ、その段階で出来上がったものは示していきたいというふうに考えております。

西村座長

希望としては、いくつか選択肢があってここで議論ができるような、これしかないとい

われてしまうと、われわれとしては考えようがないわけですから。これはこの点でいいけどこういう問題があるとか、そのほうが議論がしやすいと思いますね。

はい、歌代さん。

歌代委員

やはりこの環境影響評価はどのようなことをやるのか、これだけだと全然わからないので。まあ420万円くらいではたいしたことはできないのではないかと私は思うのですが。

長期にわたって環境改善をまではできないと思うのですが、概略といいますか、どのようなことをやるのかお示しいただければと思います。

事務局（川野）

環境影響評価の業務内容は、項目としまして、対象事業が環境に及ぼす影響の予測ということで大気質の工事中の定性的予測、水質の工事中の定量的予測、供用後の定性的予測。底質の工事中は、供用後の定性的予測、流況の供用後の定量的予測です。それから騒音・振動、おれも工事中の定量的予測。それから地形及び地質、これは工事中、供用後の定性的予測。そして土壌、工事中の定性的予測。それから動物、生態系、海洋生物の工事中、供用後の定性的予測、そして景観、人と自然の触れ合いの活動の場ということで供用後の定性的予測。それから対象事業が環境に与える影響の評価、そして公害防止および自然環境の保全に関する措置。そういうものを総合的に評価しまして、つくっていききたいと考えております。

歌代委員

今まで護岸は900m捨石をやっているのですよね。それで、もう環境調査云々は40年くらいやっているわけですよ。現在もそういう事業をやっているのだから、そういうことを参考にしながらやればスムーズにいくのではないかと思います。

佐野委員

最後にちょっと確認させてください。森川課長のお話ですと、基本設計については何案かでてくると。それに基づいた影響評価をした上で、懇談会の場にその案についての影響評価の結果、そういったものが示されると理解してよろしいのでしょうか。

事務局（森川）

今佐野委員がおっしゃったとおり、何案か示させていただいてご意見いただきたいと思います。

川口委員

今の課長のお答えの中で、18年度の基本計画、これはもう懇談会の中で発表しているのですか？

事務局（森川）

懇談会の中では、まだ発表していないかと思います。懇談会の中で、位置関係だけはお示しさせていただいたのではないかと思います。

川口委員

ここで基本計画をやっている、漁業者は減るけど船の数は変わらないとすれば、その基本計画というのは活かしていけるわけでしょ？

だから、多少修正とか調整があるということで、そうでないとこの基本計画を作成した意味がなくなってしまうよね。

その点だけ確認させていただきました。

安達委員

はい。

西村座長

はい、安達さん。

安達委員

今いろいろとご意見が出ていましたが、実際に基本計画が18年に出来ているわけですし、今回その見直しということで、やはり、ずるずる来てしまっているのですよね。おそらくは県の問題が背景にあるかと思うのですけれども。

いずれにしても、私としましてはスピードの点を重視していただきたいなと思います。先ほど及川さんのほうから、老朽化の観点のお話がありましたけれど、それだけではなくて、あそここの場所自体が環境上いいとか親水性があるとか、今は決してそういう状況にはなっていませんので、その意味ではマイナスからの出発だと思いますから、手順は手順でももちろん重要なのですけれども、私はそこをもう少しフレキシブルに動いてもいいのではないかと思いました。

何よりも漁業者が減っているということ自体、漁港の整備状況もそうでしょうし、あと環境の問題も大きいと思うのですよね。そういうところについて早く手をつけるというのが何よりも重要ではないかなと思いました。

東委員

よろしいですか。

西村座長

はい、東さん。

東委員

ちょっと教えていただきたいのですが、平成 18 年度が 159 名で 296 隻というのは、ひとり 2 隻弱ですよ。それで、平成 21 年度が 86 名 264 隻というのはひとり 3 隻ちょっとなのですよ。どうしてそうなるのかという単純な疑問です。教えてください。

藤原委員

ノリをやっている人はやはりいろいろと使いますので。ノリをやるにはひとりでやっても 5 杯くらいありますね。ノリ終わってから底引きやっている人もいますから、そういう人は 7 杯持つようになります。だから 1 件で 1 杯というのは成り立たないので、これからもシジミなんかとったりしたら、シジミの船を買ったり、だから船はもっと増える可能性はありますね。人数は減っても。

西村座長

それではこの話題は終わりにして、他の点でなにか。

はい。丹藤さん。

丹藤委員

2 つ質問があります。

その前に、長年この会議をやってきて、ようやく基本設計だとか工事着手というかたちになりそうなものがやっとなってきてうれしいなと思っています。

ただ、実施設計だとか工事着手になるということは、かたちになってしまうということで、それはまた怖いことでもあって。そのかたちになる時の仕組みについて教えていただきたいのが 1 点です。

民間のホテルについてあまり口出しできないというのはわかるのですが、それ以外に出てくるかたちとしては、塩浜の歩道、それから妙典公園をはじめとするスポーツや障害者の施設、それから漁港。それが公のお金でつくられるかたちのあるものかと思うのですが、これの設計者を決める時に、お金で決めるのか、それかデザインセンスも含めた能力で決めるのか。それからそのデザインや機能について中間チェックやデザインレビューの機会というのはあるのかどうか。それが市役所のなかだけであるのか、あるいは専門のセンスを持った機関によってチェックされるのかどうか。それがまず 1 点です。

次の質問は、その中間チェックに関してなのですが、この会議 5,6 ヶ月に 1 回なのですよ。県の会議を見ると、護岸検討委員会などは 2,3 ヶ月に 1 回やっていると。やればいいと

ということではなくて中身がなくてとは思うのですが、タイミングよく中間チェックが出来るような、全員呼ばなくてもいいとは思いますが、そういう機会をなるべくつくっていただきたいなというのがお願いします。

西村座長

この点、いかがでしょうか。

事務局（森川）

まず、設計につきましては、市の職員が基本的に設計いたします。設計が終わった段階でデザインレビュー、これは市の中で議論する場がございます。そのデザインレビューのメンバーとしましては、市の次長クラス、それと民間OBの方が入って、そのデザインに対して議論していただきます。

今進めていますのは歩道整備、それと今後、漁港整備がございますが、すでに歩道整備につきましては8月初旬くらいには業者が決定して、10月中には完成するというところで進んでおります。

タイミングよくこの会議をとということについてですけれども、事業そのものの予定もございますものですから、うまくこの会議の開催があれば一番よいことと思っているのですが、なかなかあわせるのが難しいというのが実情でございます。

以上です。

丹藤委員

この会議全員を呼んで、この会議で見なくてもいいとは思いますが。

私以前、行徳ふれあい周回路という第1回景観賞をいただいた事業に関わっていたのですが、その時に市川市から見せられた看板のデザインについて、これでいかがでしょうかというものがきて、それに対して私は、例えば老人の目にどう見えるかとか、何を見せたい地図なのかとか、そういったものを文書でチェックをしまして返して、それがもどってきたのを見たところ、お年寄りが見るということを一言いったら、今まで男女2人のペアが歩いている絵だったものが、お年寄りが入った家族みんなが歩いた絵になっていて、そういうデザインチェックがされていて、それ以前に最初に第1回目のデザインが私のところに来たときに、これはもうデザインレビューを通っていますと言っていました。そのデザインレビューはどういうチェックをされたのですかと聞いたら、男女2人が歩いている絵が、当初はジョギングをしている絵だったと。それは、この道は走る道か歩く道かというデザインチェックがされて歩く絵になったと、それがデザインチェックだったと言っていました。それはデザインチェックではないのです。それで私は痺れを切らしてグラフィックが専門の友人に頼みまして全てデザインし直しました。

サインというのは、まず第一に地図を見せるものだし、自分が今どこにいるか、情報が

正確に順位をもって伝わらないと意味がないということと、主に地図を見て道を歩くのは老人ですから、もともとのデザインの案というのは、ピンクとかオレンジとか水色に黄緑とパステル調の色合いで全部がつくられていたのですが、ピンクとオレンジなんて老人の目には同じですから、そういった機能的なチェックすらも出来ないで、ただジョギングしている男女を歩いている男女に変えただけのレビューをやるような市川市のデザインセンスを私は信じていません。

それをすごく心配しているので、一体どんなデザインのもが出てくるのか、これから5年後、10年後に出てきたものが、委員会で丹藤見てたんだよねとだれかに言われた時に、穴掘って入りたくなるようなものにしてほしくないので、十分にデザイン上のチェックを、それはお金が高くなることではないです。機能を満足させて、長年使って、みすぼらしくならないような、そういうものにしていただきたいという思いが強いので、そこは言うっておきたいなと思います。

事務局（田草川）

これから行う漁港、あるいは妙典公園と大きな事業が出てきますから、できるだけこまめにこういう会議、あるいはもっと小さい会議とか、工夫してできるだけ意見をいただけるようにしたいと思っております。

私たち職員も一生懸命やりますけれども、目が行き届かないところもありますので、能力的なものもありますので、是非みなさんのいろいろなアドバイスをいただいていくようにしたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

西村座長

私のほうからなのですが、歩道に関しては、中でデザインされるということですね。どこかに外注するのではなくて。ではせつかくの機会なのであれなのですが、市川市だけではないのでしょうか、歩道のデザインというのは、担当の人によって変わったりするものだから、街中を見たときに統一性がないのですよね。

いい機会ですのになにか歩道をデザインするときにはこれはいいのか悪いのか、きちんと職員の方にレビューして、どういう理屈でつくったのかというものもつけて単に趣味でつくるのではなくて、そういうものを作って、例えばこういう会議に報告をして、事後報告にならざるをえないのかもしれませんが、市川市には景観審議会というのがありますから、例えばそういうところでチェックしてもらおうとか、いろいろなかたちがあると思いますから、少し工夫していただいて、よかれと思って個人感覚だけでやるようなことのないように是非、進めていただきたいなと思います。

次には、残念ながらここではできないにしても、報告はしていただきたいと思っております。

あと、私、ホテルのことで気になったのですが、これはちゃんとしたビジネスホテルになるのでしょうか？それはどこかでチェックできるのですか？

事務局（森川）

もちろん契約上で、きちっとした契約を結びましてそういった用途変更はできないようになってますし、室内そのものも、ツインもあるのですが、1人用の部屋が大半でございます。ですから、108室の中に96室が1人用になりますからそういった心配はないかと思えます。また、ホテル審議会も通したなかで行っております。

西村座長

他にありますでしょうか。はい。どうぞ。

佐野委員

資料一3の塩浜地区整備事業についてなのですが、右側の図、平成20年に地権者会議で合意された換地想定図（案）と書いてありますが、まだ合意ができていないというお話は先ほど伺ったところですが、保留地というのがどういう意味なのかかわからないのが1つです。

それからもう1つは、護岸の前面に環境学習の場（市所有地）、公園というふうに、京葉線沿いにあった市川市の土地を護岸沿いに換地をしてというようになっていて、こういうふうになっていくのだろうなというふうに予想はしていたのですが、その市所有地についての考え方というのは、今どの程度の段階にきているのか、お伺いしたいと思います。

事務局（森川）

私のほうからご説明いたします。

今おっしゃられたとおり、この絵までは、地権者で合意されております。市の所有地につきましても、まず民有地のほうの土地利用を確認するといいますか、どういう土地利用になるかを見て、市の土地を活用していきたいと。

具体的にどのようにしていくのかは、今の段階ではまだ決まっていないのですが、やはりある程度、民の提案を受けてやっていきたいと考えております。

あと、保留地につきましては、先ほどご説明いたしましたように区画整理事業で基盤整備を行う予定でございます。その基盤整備をする上で事業費等を、保留地を処分して捻出する予定でございます。

西村座長

区画整理というのはこういうかたちで地権者から土地を出してもらって、それで公的な土地を捻出して、それを事業費にあてると、そういう土地のことですよね。

ただ、今のお話ですと、合意が得られていないということは、これはこれから全然進ま

ないという可能性もあるということですか？

事務局（森川）

地権者が市を含めて 5 者なものですから、やはり全員合意の上での事業になりまして、やはり全員合意を前提とした中では、合意が得られなければ、いつから着手ですとかは今の段階では申し上げられないという状況です。

西村座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

はい。川口さん。

川口委員

そうしますと 16 ページの右側の配置図のようなもののタイトルが換地想定図（案）となっていますけれども、このゾーニングも変わる可能性があるということですか？

事務局（森川）

基本的にはこのゾーニングそのものは変わらないと考えております。ただ、先ほども言いましたように地権者が 5 名の中で、例えば、民のほうの区域をもう少し考えるだとか、それはまちづくり推進協議会の中で検討していく中で、考えていきたいと考えております。

佐々木委員

はい。

西村座長

どうぞ。

佐々木委員

静かにしていようかと思ったのですが。

今申したように民間地権者 4 社が駅側に集まってくるわけです。それと保留地が。やはり企業なものですから、なかなか今の経済情勢、社会情勢を考えますと、なかなか一致しない。片一方が景気よくて片一方が景気悪いとか、いろいろな理由で地権者の合意ができていないのですが、それともうひとつは、今土地利用を考えている中で、マーケット調査をやったこともここに記載されていますが、要するに、この不況下でなかなかいいテナントが見つからないという状況でございます。

そういうことで企業もなかなか土地利用を確定できない。ですから、もう少し景気等も踏まえて地権者間の合意、今は将来希望がなかなか見通せないという状況おあるものです。

から、その辺を見ながら進めていきますので、ちょっと時間はかかるかなという気はしております。

だけど、やはりこのマスタープランを進めていきたいということはわれわれも願っておりますので進めていきます。

以上です。

西村座長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは他のことでなにかあれば。

それでは、私のほうから。18 ページ、コミュニティゾーンの整備計画ですけれども 19 ページ、20 ページと絵がありますが、この絵はどこまで決まっていて、どこまでが想定なのでしょうか。その辺について、説明をお願いします。

事務局（栗林）

私のほうから説明させていただきます。

ゾーニングについては、公園については事業認可もとっていますので、区域は確定しております。あと、障害者施設と体育施設につきましても、先ほど言いましたように税の特例のための収用事業の認定の手続きをしておりますので、このかたちでほぼ確定でございます。

この上につけてくるものにつきましては、公園はまだゾーニングで、賑わいのゾーンですとか花見のゾーンとか、前回ご指摘いただきましたバーベキュー広場はないほうがいいみたいなこともございまして、その辺も反映させて、現時点である程度、公園の上の植栽関係については、緑の多い公園というコンセプトの中で、緑の拠点と位置づけておりますので、そういう内容で詰めております。

あと、体育施設と障害者施設につきましては、体育施設はこの範囲の中に、先ほどもご説明しましたけれども、今この妙典のところに処理場用地にも含まれるのですが、少年野球場として 2 面ほど使われております。両方の事業が動いてしまいますとその少年野球場が使えなくなってしまうので、市としましては、県の第一終末処理場の上部利用が可能になるまでの間、この体育施設のほうへ野球場を設置して活用していきたいと。

障害者施設については、現在、身体、精神、知的障害、3 施設の複合施設で、調整区域ですので 2 階建ての複合施設を予定しております。

以上でございます。

歌代委員

公園等につきましては、やはり広尾防災公園のような協議会をつくるわけですか？

事務局（栗林）

平面図の妙典のポンプ場側に防災倉庫とかマンホールトイレを、広尾ほど大規模ではございませんけれども、防災機能を持った公園として考えております。

西村座長

協議会をつくるのかということに関しては？

事務局（栗林）

そこまではまだ方針として決めておりません。ただ、ご報告等については事あるごとに地元の自治会の方に説明をしてくれということ是被われておりますので、機会を見ながらというのもおかしいのですが、区切り区切りにご説明をしていきたいというふうに考えております。

歌代委員

自治会だけではないのですよ。先ほど、丹藤さんも言われたように、やはりいろいろな方が参加して、いろいろな意見を取り入れてやると。広尾防災公園だって樹木の専門家とか、都市計画の方とかそういう方も入れて、自治会とか近隣の住民の方を入れてやったのだから、そういうふうにやったほうがいいのではないかという希望です。

事務局（栗林）

すばらしい提案をいただきましたので、それに沿ったかたちで今後進めさせていただきたいと思います。

丹藤委員

はい。

西村座長

はい。丹藤さん。

丹藤委員

このコミュニティゾーンの鳥瞰図とか平面図については、私何度も言っているのですが、なるべく直線をつくらないでとか、用途ごとに、税金のとか認定のとか、そういう理由はわかるのですが、そんなこと市民にとっては関係なくて、なだらかに続いているかんじとか、スペースを広く感じられるようなデザインに、今、この絵ではなっていないのですよね。

特に、この一番手前にきている障害者施設、この白い箱は決まりなのでしょうか？これ

が多分できると、周りを高い塀で囲ってくれとか、見えないようにしてくれとか迷惑施設の代表的なかたちのように思われてしまって阻害された障害者の一番最悪なパターンになりそうなデザインに見えるのですが、このままできたら心配なので、これはどのくらいまで決まっているものなのか教えてください。

事務局（栗林）

先ほども言いましたが、施設の敷地面積と、収用する施設の人数とかそういう基本的な内容については決まっておりますが、ご心配になられている外観のデザインだとか周りとの調和だとか景観上の問題等については、まだ一切決まっておりません。この絵にも示されておりますように、想定されるイメージ図であって、あくまでも確定図ではございませんので、今後具体的な設計等が始まりましたら、市の中にも先ほど座長がおっしゃられましたように、景観審議会等の対象にも当然なってきますし、そういうような手順を踏んで、完成に向けて進めていくというように考えております。

丹藤委員

これはどこまで皆さんにみてもらっている絵なのでしょうか。というのは、想定されるイメージ図であり、確定図ではございませんというのは一般的に見ると、こういう想定なのだと、微調整はするかもしれないけれど、イメージとしてはこういうふうになるのだと受け取ってしまうと思うのですね。

人間に刷り込まれる絵のイメージというのはかなり強いので、これが先入観として入ってしまうと非常にまずいと思うのですけれど、どこまで広がっている絵なのか、それから例えばこの建物の位置とか敷地の境界の線をもっとぼかした表現をした上でだすとか、そういう工夫ができないものか。

その2点についてお願いします。

事務局（栗林）

平面図を見ていただくとわかるかと思うのですが、施設の配置などは平面図には入っておりません。ですので、あくまでもこれは確定したものではないというふうにご理解をお願いしたいと思います。

丹藤委員

今ここでは理解できるのですが、これは他の場所にどのくらい広く出ていっているのか。出ていったときにこの表現が、平面図は一般の人は理解しませんから、この絵が先行すると思うのですよ。

その絵が先行したときのイメージってすごく強く残ってしまうので、これをもう少しぼかせませんか、もし広く出すのなら、という意見です。

事務局（栗林）

この絵につきましては、今のところまだ庁内で止まっております。今後一般のかたにお示ししていく中では、今いただいたご意見を考えながら、出すにあたっては慎重に検討してから出していきたいと思っております。

川口委員

障害者施設ですけれども決定する前の段階で、案の段階で懇談会に提出はしてもらえるのでしょうか？

それともうひとつ続けて言うと、今の丹藤さんの意見もとてもなので、もしイメージ図で出すのであれば建物をシングルラインで出して、窓もなにも書かないで予定地ぐらいで表現したほうが良いと思うのですよね。窓までついて入り口までパースで書いてあると、デザインが決まっているのかなと思われてしまうので、もしこれから揉んでいったいい案をつくるというのであれば、シングルラインで予定地ぐらいをいれておいたほうが良いと思います。

事務局（栗林）

障害者施設につきましては、担当課のほうで、障害をもたれている団体の要望を聞いて、中の、施設内容についてはそれを汲んだかたちで決まっております。

外観等についてはまだ一切決まっておりませんし、建物そのものの基本設計もこれからかけるという状況ですので、そういう状況ということをご理解いただきたいと思います。

川口委員

あと、この施設をつくるときに、野外のこれだけ広大なスペースですから、是非、避雷、雷よけに配慮しておかないとだめだと思います。

西村座長

この公園に関してほかに何かありますか。

東委員

千本桜というのが非常に気になりまして、僕は鳥の立場なので野鳥からするとムクドリのかっこうのえさになるのですよね。ただでさえ市川市ではムクドリが増えてという話がある中で、ムクドリの子育ての大事な時期に盛んに活動できるようなえさを与えるということになると思います。ですから、桜ならなんでもいいというのとはちがうのではないかなと思います。

丹藤委員

すみません。追っかけで。千本桜は私も大反対です。単一断面はやめましょうと私、何度かお話していると思うのですが、多様な生物層があるというのがこの地域のよさなので、なんでもかんでも桜一辺倒で、春だけ賑わって、夏になると毛虫でだれもいなくなると、秋になるとムクドリがいっぱい飛んできてと、そういう単一はやめましょう。それは是非、お願いします。

西村座長

佐々木さん、どうぞ。

佐々木委員

県の処理場の上部利用の計画と市の計画と、それから堤防緑地との関連ですが、こういう関連付けをある程度しながら、このプランはつくってあるのでしょうか？

事務局（田草川）

これはそもそもこの配置で行きますよということで用地買収するための図面のようなものですね。こういうかたちでいきますよ、3種類の施設ができますよという図面だというふうにご理解ください。確かに細かいところまで書いてしまっているので、余計なことだったのかなと思います。

スケジュールとしては用地買収をして、造成に2年かけて、その後に建築というようになりますので、まだ3年くらい先の話になりますので、今後のことは十分に相談していきたいと思います。

それから、千本桜というのは、これは私どもの地区外の話なのですが、これはもともと江戸川にずっと桜を植えていこうという、今妙典のところにもあると思うのですが、そういう構想にあるものをここにただ挙げてございます。ただ、懇談会の中でそういう意見があったということはよく伝えたいと思います。

それから、周辺との調和ということですが、これは江戸川のスーパー堤防の事業も含めて考えておりますので、国交省のほうとも調整はしておりますし、こちらの処理場のほうは県の事業ですから、そちらとも調整しております。現在の地盤面も考えて、高さも平面的にも調整して計画をつくっております。それに基づいてこれから造成をしていくと、そういうことで今は考えております。

西村座長

はい。佐野さん。

佐野委員

千本桜は、私も考え直してもらいたいなど。やはり生物多様性の観点から考え直していただきたいなと思います。

西村座長

よろしいでしょうか。

こういう複数の事業が絡まっている場合は、確かに国との調整、それからさまざまな団体との調整など、いろいろ大変だと思いますけれども、公園と体育施設と障害者施設が一体でほぼ同じタイミングでできるわけだから、調整をするのが一番大事になるわけですね。デザイン的にも一致していて、特にエッジの部分で変にならないように。ここは高さが 7 m 近いところから 3m。そしてまたフラットにとかなり高低差があるので、具体的にどういうふうに計画していくかというのが、市にとって非常に重要になってくるわけですね。

是非、それがどこかで総合的に見れて、なおかつデザインも、先ほどの歌代さんの話のように、いろいろな方の、立場からのチェックが入って、おかしくならないように、できればその中にこのメンバーも入ってもらって、橋渡しになるとか、そういうようなかたちで進めていただくことが、地域にとっては非常にプラスになると思います。長いこと待たされているわけですから、それぐらいきちんとやってというのが非常に大事なのではないかと思うのですよね。造成が最初ですけれども、造成のときにこういう高さ関係は決まってしまうので、議論は早く始めてもそんなにおかしくないはずなのですよね。特に公園に関してはね。

是非、いろいろなかたちで、ぎりぎりになっていくと、先ほどのアセスの話ではないですけど、ばたばたと進めるのもあれだから、きっちりと議論して、先ほどの桜にしても、やっぱり桜がいいという人もいるかもしれないし、ソメイヨシノでなければいいとか、いろいろなものの考え方がありますから、きちんと議論をして進めるというのが大事だと思います。

ここでも報告をもらいたいけれども、ここで全部これをやるというわけにもいかないし、さまざまところとの調整がいるものですから、それはそれで、ここをやる協議会などがうまく立ち上がるというのではないかと思います。

いますぐここではお答えできないかもしれないけれども、この件に関しては工夫をしていただきたいなと思います。

では、他に。はい。川口さん。

川口委員

確認と、あと、あとで歌代さんにひとつお願いなのですけれども、報告のイ)、資料—2、知事に対する要望書は、2 ページか 15 ページまでひとくくりでお出しになったということでしょうか？

新聞記事で読んだのですが、歌代委員が市長といっしょに知事のところに行ったという

ことですが、差し支えなければ少しその様子を教えていただけませんか？

西村座長

知事に関心を持っていただけたかどうか。その辺の感触ですね。

歌代委員

全然わかっていませんね。やはり私どもの考えとしては早くやってくれと、これがもう第一の希望なのですよね。決して浜辺をつくるとか海を埋めるとか言っているのではないのですよ。そういうことを理解されてない方がいらっしゃると思うので。

西村座長

知事がわかっていないということは困りますね。優秀なスタッフがいればいいのだけでも、そこもまた不安だし。

歌代委員

ですが地元の話は聞いてくれましたね。

西村座長

はい。他に何か。佐野さん、どうぞ。

佐野委員

私が今日持ち込みました資料を見ていただきたいのですが、2枚先にめくっていたいで、3枚目から5枚目が市川市長あてに、私、市川緑のフォーラムの事務局長をしておりますが、それ以外に三番瀬にかかわる他の団体とともに、5月28日に出された知事への要望と、広報いちかわの1335号に「自然病む三番瀬」というような大きな見出しがあったものですから、それについて私どもの考え方と、是非、話し合いをしたいというお願いをしました。

一枚めくっていただくと、私たちの疑問というのがそこに述べられているのですけれども、先ほどの歌代さんのお話と逆になってしまうのかもしれないのですけれども、今、公共事業というのは、ほとんどが市民参加というかたちで行われていて、それは公共事業が大きく見直されるなかでそういうかたちが出てきたのだと思います。

市民参加のやり方については、全国各地域でさまざまなかたちが模索されていて、三番瀬についてもひとつの試行錯誤のかたちだろうと思うわけです。

確かに円卓会議と再生会議、合わせて7年、8年経過していて、なかなか具体的な事業が出てきていないというのは、確かにそのとおりかと思えますけれども、やはり市民参加で公共事業の中身を決めていくという流れは、これは変えてはいけないだろうと。

そういう意味で急ぐ気持ちはわかるけれども、その大原則は変えてはいけないというようなことを書かせていただいております。

それからもうひとつは、広報いちかわに載せられていた「自然病む」というところなのですけれども、広報というのは全戸配布で、いきなり大見出しで「自然病む」と書いてあるとやはりいろいろな理解が出てくるのではないかと思うのですね。

そういう中で、いろいろな場面で私は言ってきておりますけれども、やはり千葉県の調査でもレッドデータブック、絶滅が心配される種があそこの海域に 11 種。生き物がいないなど言われた時期もありましたが、動物 195 種。植物、これは海草類ですけれども 15 種等が確認されているということで、それから補足調査の中でも、海水を浄化する非常に大切な場所だというような指摘もあったので、そういうことで「自然病む」という記述について説明を求めるといふことですね。

それから、歌代さんは何もこれから埋立てをやってくれというわけではないというふうにおっしゃっていましたが、やはり文書の中に具体的には出ていないのだけれども、なにかやはり人工的に土砂を大量にいれて、市民や子供たちが海に親しめる場所をとというふうに取り取られて、そういうことから考えたときに、ひとつはラムサール条約の「湿地復元の原則とガイドライン」というのがあります。

それは日本も含めて世界中で確認されていると思うのですね。バレンシアの大会で確認されたと思うのですけれども、そこでは、生態的に機能を有する土地については保全を原則にするのだというようなことが打ちだされていて、人工的なものはやはり自然なものにはかなわないのだというようなことが自明であるとまで書いてあるわけですね。

そういったことから考えると、その部分はやはり考え直していただきたいなということで、話し合いを申し入れました。

回答をいただきまして、市長さんはお忙しいということで、行徳支所のほうで所管しているので、行徳支所で対応していただけるという文書をいただいております。

もうひとつは最初のページと 2 枚目のページになりますけれども、あわせてこの時期に改めて、ラムサール登録について、環境大臣のほうに要望をいたしました。担当者が 1 時間半にわたってとても熱心に聞いてくださりました。

先ほど言いましたように、一番はラムサール条約の批准をしているわけですので、湿地復元の原則とガイドラインに則って、三番瀬を理解していただきたいことを強くお願いしました。

それともうひとつは、残念ながらまだ三番瀬の登録にはいたっていないわけですけれども、いろいろなところで登録については推進だと言いながら、なかなか動きが止まっております。特に千葉県が及び腰になっているところがあるので、環境省につきましても、是非、登録湿地にできるようご尽力くださいというような要望をしてみました。

この間、行徳臨海部まちづくり懇談会は空いておりましたので、私たちの動きをちょっと紹介させていただきました。

以上です。

西村座長

はい。それでは、丹藤さん、安達さん、その後佐々木さんの順で。

丹藤委員

委員のなかで、意見の齟齬があると思っています。

3つ言います。「自然病む三番瀬」、これは非常に正しい表現だと思います。死んだ三番瀬とも瀬死とも言っていません。実際は瀬死に近い表現だと思いますが病むという表現にとどめて病んでいるのだから治さなくてはねという意識を啓蒙させる、非常にいい表現だと思います。

それから、市民が親しめる海辺をつくるのですか。それがこの会の目的です。そう私は認識しています。市民が親しめないもの、護岸で囲われている今の状況がよくないねというのが出発点だと思います。市民を危険だからと遠ざけてしまっているこの状況がよくないというのが最初の出発点だと思います。

それから、ラムサール条約について。三番瀬をラムサール条約に登録することが市川市の目的ではないと思います。ラムサール条約に登録することで市民が海に近づけなくなるのだとしたら、それは第一原則の市民に海を取りもどそうということに反すると思います。

以上です。

西村座長

安達さん、どうぞ。

安達委員

私も同じなのですが、例えば今日、佐野さんがお話されたことというのは、今まで話されたことだと思うのですよね。新しい話があるかなと思ったのですが、正直感じられませんでした。急ぐ気持ちがわかるということ自体が本当なのかなというのが、正直思ってしまうところなのですね。

あまり同じ話を繰り返してもしょうがないですし、ただ、そういうご発言がある以上は私も申し上げなくてはならないと思うのですけれども、私も「自然病む」というのは正確な表現だと思っています。

そういう意味では、事実どおりだと思うのですが、この手の議論ですと、佐野さんはお解かりになっているかと思うのですが、かなり、世間一般で環境が悪いと言われる場所であっても、例えばヘドロが多い海だとか、あるいは川でもどこでもいいのですけれども、それなりに生物はいますよね。どんなところだって。私は海のいろいろな場所に行きますけれどもそれなりに、漁ができないとかそういうような場所でも、「生き物がいるのか

いないのか」という議論をすれば、これは私何度も申し上げていますが生物はいるのですよ。

ただ、何をもって自然病むのかどうなのかということを考えるのであれば、本来の自然、例えば数十年前でもいいですが、そのときにいた生物が今どれだけいるのかという、そのあたりがやはり大きい指標になると思うのですね。これは及川さんたちにもご発言いただきたいのですが、漁業者が減っているという話がありますが、今全然とれないじゃないですか。アサリにしても本来いたものがないくて、やむを得ず外来種とかを採らざるをえない状況になっているというのは、これは私は自然病むという以上の表現はないのではないかと思います。

あと、最後に市民参加云々という話がありましたが、県の再生会議をどう評価されているかわかりませんが、少なくとも私は三番瀬再生会議を否定すること自体は、本来の市民参加を考える上でも重要なのではないかなと思うのですね。

結局、この8年間の間、何ひとつ動かなかったというのは事実としてあるわけですから、そういうものが市民参加の代表的な例として考えるのであれば、私自身やはり、NGOの立場から市民参加そのものは重要だと考えておりますけれども、あのやり方が正しいとは決して思っておりません。

以上です。

佐々木委員

ひとつは、全ての公共事業は市民参加が前提ですというのは、少し言いすぎでしょう。

それから、私どもがこの要望書を市に出して、お願いしているのは、佐野さんも重々ご承知だと思いますけれども、塩浜地区の護岸がもうどうにもならない、われわれは安全を脅かされているから早くやってくれと、とにかく遅いと。

工事が始まってもう3年になるのですが、まだ3分の1も出来てない。とにかくこういうかたちのままでは、文書のなかにも書いてありますが、要するにどうにもならないのでこういうかたちで県に要望書を出したということは理解していただきたいと思います。

それからもう1点は、私どもはやはり干潟の再生というのはあくまで砂をいれて生物環境がよくなるというふうに、私は思っているし、市民が遊べる浜をつくるということが、市民が海に親しめるという部分を大きく理解すればそういうことではないかということで、干潟再生を考えて、意見としては述べさせていただいております。

以上です。

川口委員

私も丹藤さん、安達さんの意見に近いのですが、佐野さんが繰り返しお話されるのはよくわかるのですが、言論の自由ですし、表現の自由ですから。

ただ、こうやって文書を出す以上は、正しい表現をしていただかないと、主張と、間違

った表現とは違うと思うのですね。どこがといえば指摘しますけど、この要望の 3 ページ目の 3 行目ですが、「貴職の要望はこれらと整合性のない、時代の流れを全く無視した」と書いてありますよね。ここは微妙なところでもあるのですけれども、整合性のないというのはやはり間違いではないのでしょうか。

それは自分たちの意見であって、先ほど要望書を確認しましたが、自治会の連合会、これは歌代さん、全部名前が違いますがこれは違う人ですよ。佐野さんがお出しになったのは、この会の代表の中にだぶっている人もいれば、重複して入っている方もいると思うので、一見たくさんの方の代表がいてというように見えますが。これは大した問題ではありませんが、表現については、時代の流れを全く無視したとありますが、いや無視してないですよ。この会は。それからこの県に出した要望書も。

それと一番問題にしているのは、「南行徳前面のかつての三番瀬は泥質の干潟であって」とありますが、「かつて」というのはいつの時代を指しているのですか？塩田だったころのことですか？それとも 50 年前ですか？僕は 50 年前から知っていますけれども干潟でしたよ。一部には泥質だったところもありますけれども、ほとんどは干潟ですよ。

それから「もともと市民が親しめる干潟ではなかった」とは誰が言っているのですか？「もともと」というのはどの時代を指しているのですか？僕たちが子供のころは、夏休みなんかは一日中この干潟で遊んでいましたよ。それも僕個人で遊んでいるのではなく地元の子供たちがたくさん。

ですから、やはり書くときは正しく書いていただきたい。そうでないと、自分の主張も曲がってとられてしまいますよね。せっかく佐野さんも一生懸命やっているのですから、活動そのものは僕も敬意を払って見ているのですけれども、時々自分たちの都合のいい単語を引っ張ってきたり、都合のいい解釈で文書を書く、それはやはりやめていただきたいなというのが僕の意見です。

西村座長

それでは歌代さん、その後に及川さん。

歌代委員

私は最初から海岸保全区域が決まった時点で、海岸保全区域を動かさない。それと、人の土地には手をつけないということを最初から言っております。それは、再生会議の中でも了承されていると私は認識しております。

最初には浦安の日の出地区を削ってもらおうというような意見も出ていました。今はそれはなくなりました。ということは浦安もすでに環境教育施設を建てるということも決まっておりますからね。それと同時に市川市のこの三角の第 1 期地区、ここのところは前面 90m くらいあるのですが、ここを今、ある方たちが海岸保全区域を動かして奥へもっていかうと。ここへアシ原をつくらうと。ここへアシ原をつくったらゴミはたまる、ヘドロは

たまる、それと同時に後ろに海岸保全区域をもっていったら、後ろに馬鹿でかい、監獄のような塀ができるのですよ。それこそ環境の悪化になりますよね。

やはり海岸保全区域はこのままで護岸はここにつくるべきでないかなと、それをみなさん方も認識しておいてほしいと思います。

及川委員

まず、ラムサールについて、うちの組合の意見として聞いていただいて結構ですが、漁業組合としては、浦安の埋立てによって、漁場環境が悪化して、のりの支柱柵が、昔は干潟のところから何十柵もあったのが、うちのほうに限っては、現在使える柵が 3 つしかないのですよ。それほど、悪くなったというのは、浦安の埋立てによって潮の流れがなくなって、千葉県も昨年度、企業庁との東京地裁での調停においても調停員がはっきりと認めていることですから。浦安の埋立てによってこの漁場は被害を受けたと。

だから、まずわれわれはラムサールの問題よりも漁場を再生してもらいたいと。それがまず第一です。漁場の再生もないのにただラムサールというのは、船橋がラムサールを言ったから南行徳、行徳がしないのは漁業者の勝手みたいな言い方をしますが、船橋は 30 年以上前に全面放棄したところですから。今の漁業権は短期免許ですから、毎年更新しているわけです。うちのほうも行徳のほうも本免を持っていますから、それをいっしょにして船橋みたいな大きなところがラムサールに賛成して、行徳、南行徳のような小さいところが反対しているのはおかしいのではないかというのは、そうではなくて、われわれはまず、漁業再生をしてもらいたいと。

それから、佐野さんが用意された資料がありますけれども、いろいろな代表の方がいるのでしょうが、他に自分の仕事があってこういう会をやっているわけですよ。われわれは、海で生活しているわけですよ。その辺を考えていただかないと。

それからもうひとつ言うと、先ほどレッドデータブックの話がありましたよね。前に護岸のときにも、ある大学の先生が、アカニシが 1 個ついたからこれは貴重だと言ったわけですよ。それを聞いてわれわれは、沖に行って、それは護岸ではないですよ。沖に行ってアカニシを専門にとっている人がいるわけですよ。沖に行けばたくさんとれるわけですよ。それが 1 個ただけで、これは貴重だというのは少し勉強が足りませんね。そういう話にいつてしまうのは非常によくないと思います。

われわれは漁場再生ができて、潮の流れができればそれからまた考えましょうと。あくまでもラムサール云々ではなくてまず、漁場再生が最初でしょと今までも言っていますし、これからもその主張は変わりません。

安達委員

すみません、ちょっと続けて。

ちょっと 2 点ほど。私も環境関係の活動をやっておりますので、佐野さんが最近、生物

多様性という言葉をよく使われて、その中で国際的にも市川市の動きが認められないということをおっしゃっていますけど、決してそんなことはないと思うのですね。生物多様性で言えば、国のほうで今、国家戦略というのをつくっていますし、自然再生推進法とか、この関係でいろいろな方針が来ていますけど、基本的にかつての自然を再生するということを掲げていますよね。それは国家戦略の中にも入っていますよね。そうなってくると私はむしろ合致していると思うのですね。ちょっと、わかりづらい新しい言葉をなんとなく持ち出すというのは、私はどうかと非常に疑問を感じたのが1点です。

それと、先ほど4ページ目まで見てそれ以上見る気がしなくなってしまったので、ちょっと見逃していたのですが、川口さんがおっしゃっていたかつての干潟の件は、私は是非お答えいただきたいなと思います。私は、おそらく川口さんより少し年が下の方とか、あるいはもっと年配の方から聞き取り調査をしたときに、みなさんやはり干潟、砂のところを歩いているのですね。そうなる私この話は嘘だと思うのですけれども、これについてはきちんとお答えいただきたいなと思います。

西村座長

それではどうぞ。佐野さん。

佐野委員

まずその嘘だということからですが、私の資料の1番最後のページの真ん中の段、これは、私は今54歳で、中学校の頃に始めて行徳に自転車で行って、行徳を始めて見ました。そのときに海があったのを覚えています。僕の記憶としてはそれしかないです。その先が干潟だったのか、泥だったのか、砂だったのか、私自身は知りません。

しかし、三番瀬の活動に絡んで、いろんな方にかつてのあそこの様子を聞きました。それから、映像で、もちろんあそこが三番瀬がどうだったかはわかりませんが、「ある日の干潟」という貴重な映像があるので、それはもしかするとここの近辺だったのではないかというような話があります。その映像を見ますと、やはり泥深く、漁業者といえますか、ノリをとっていたのは当時、女の方だったようなのですけれども、ずぶずぶと沈むようなそういったところを通り抜けながら、ノリをとっているようなシーンもありまして、私自身が聞いた話、あるいは映像等、それから地形的な要素、そういったところから私は当然、泥質であったと思いますし、泥質の干潟がかなり広がっていたというふうにしてこういう文書になっているわけです。

「ある日の干潟」は昭和初期ですね。それから、僕がいろんな人から聞いている話は、やはり70、80くらいの方の話です。

いろいろご批判をいただきましたけれども、2001年以前、沼田知事の下では、千葉県を埋め立てる計画を推進していました。そのときに計画策定懇談会というのが出来て、県が設置したのですけれども、市川市長さんが委員に選ばれていて、市長さんは、市川市民

は埋立てに賛成ですとおっしゃっていました。

だけれども、市川市民の中に、私も市川市民ですけれども埋立てに反対の人もいましたので、やはりこれは市川市民として声をあげるのは大事だなということで市川緑のフォーラムは三番瀬に関わり始めました。

それが、2001年、白紙撤回になりました。これは様々な市民の活動、環境省の働きかけ、いろいろなものがあって実現したことだと思います。で、埋立てがそこで止まったわけですよね。これは、僕は日本の臨海開発の大きな変局点だというふうに僕は思っています。

だから、市川1期の埋立てまではスムーズに行ったけれども、その時代をはさんで大きく時代が変化したのです。その中には世界的にラムサール条約が結ばれて、それが急速に広がっていく。湿地や干潟の大切さというのが地球規模で、どんどん認識されていく。そういう中で地球環境の問題も発生している。

そういう流れの中で僕はやはり人間の都合で埋め立ててきた海は、もうこれからは逆に自然なかたちに戻していくというのが時代の流れだと思っています。いろんな人からお叱りを受けましたがそういうふうに思っています。

それからもうひとつは、もうすでに日本の人口は減少期に入っていて、2050年には3,000万人減ってしまうのです。1億人を割ってしまうのですよ。市川市の人口で言うと、4分の1がいなくなってしまうのですね。そういうときに土地はどうあるべきなのか。私たちが開発してきた土地はどうあるべきなのか。そういったことを考えたときに、私たちは、みなさんには申し訳ないのだけれども、目の前の問題ですぐに手をつけなければいけないという問題もあると思うのだけれども、40年、50年先を想定して僕は物事を考えるべきだと思って、こういう発言をしておりますし、それからこういう要望を市川市長や、環境大臣あてに出すことは正しいと思っております。

以上です。

丹藤委員

佐野さん、ご自分で苦しいことわかってると思うんだけどな。もう何度もやってるんだから。あきれちゃうんですけど。

川口委員

佐野さん、元々の海岸線はどこだったかご存知ですよ。僕は昭和22年生まれで62歳です。5歳くらいからここをずっと遊び場にしていました。ですから、浦安の埋立てでなくなってしまうところからずっと、行徳の、均衡緑地の、猟場だったところ、夏休みになるとこの干潟のところを歩いて周りました。先ほどいったこのカーブになったこの一部だけが泥質だったのですよ。

ですから、誰に聞いた、彼に聞いたといっても、知らない人に聞いたらいくら聞いたっ

て本当のことはわからないのですよ。だから、やっぱりそれはちゃんと調べて、たくさんの人に聞くのは大事だけれども、正確にものを知っている人に話を聞かなければ、いつまで経っても進歩がないと思うのですよね。

藤原委員

私が話そうと思ったことを川口さんが全部言ってしまいました。私は 35 年からノリをやっていました。ヘドロの漁場はありませんでしたよ。昔は全部手摘みですから、潮のいいときに行って、水がなくなってしまうから、上げ潮になって帰ってくるような漁場でしたから、今、佐野さんがラムサール条約と言っていましたけれども、現在の三番瀬の漁場は、今年が一番悪いのではないですかね。そういうときにラムサール条約というのはどういう考えで出すのか、ラムサール条約に登録してしまうと、もう何も手をつけられないのですよね。ラムサール条約にこだわるというのは私たち漁業者には考えられないですよ。

先ほど及川さんが言いましたけれども、私たち漁業者は、今年の場合ですけどアサリも全然とれませんし、やはり何もとれないでは生活していけませんから、だから、いい漁場再生をして。漁業者が辞めるということは、海が悪いから辞めてしまうということなのです。だから、いい漁場をつくっていただいて、現在、私もあと 2,3 年で終わりだと思えますけれども、後継者が育つような三番瀬にしていただければ、富津のほうみたいに若い人がどんどん入ってくるのではないかと思います。

だから、及川さんも言いましたけれども、私たちは、行徳も南行徳も、いい漁場をつくってもらいたいというのが希望です。現在の三番瀬の何もとれない漁場では、後継者が育たないと思います。

ここに集まっているみなさんに市川市民が親しめるいい漁場をつくっていただいて、漁業者もアサリでもノリでも何でもとれるような、漁場にしていただければと私たちは希望しております。その前にラムサール条約というのは、私たちは何でこういうことをするのかなど。反対というかそういう気持ちです。

以上です。

西村座長

よろしいですか。1 ラウンド終わったということで、どうもありがとうございました。

それでは、報告とそれに係る討論は終わりということで、次、その他について、事務局のほうからどうぞ。

事務局（片田）

活発な議論ありがとうございました。

事務局から 1 点、冒頭に課長から話がありましたけれども、この懇談会については今年

度、今回を含めて3回を予定しておりまして、次回につきましては、11月上旬を予定しておりますが、詳細が決まりましたら別途ご案内申し上げます。

以上です。

西村座長

それではよろしいでしょうか。この機会に他に是非言っておきたいということは、よろしいですね。それでは、終わりにしたいと思います。事務局、お願いします。

事務局（片田）

それでは、以上で第26回市川市行徳臨海部まちづくり懇談会を閉会させていただきます。

先ほど各委員の方からいろいろなご意見等いただき、座長のほうからも段階段階で、チェックをするようなかたちをとったほうがいいということもありますし、今回行徳臨海部に対しての事業、それが進んでいく段階でこういった懇談会等が合致すれば、その時点でまたご報告なりさせていただきたいと思います。

よりよい行徳臨海部のまちづくりに役立てていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

<閉会>